

岩手県告示第335号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年6月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年4月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社あべ建築開発
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市巖美町字沖野々145番地2
    - ウ 代表者の氏名 阿部えみ子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第7369号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和6年4月12日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年4月9日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社三和工業
    - イ 主たる営業所の所在地 久慈市小久慈町第49地割1番地
    - ウ 代表者の氏名 三河春雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第9193号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和6年4月2日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年4月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社東瑛
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢姉体町字宿6番地1
    - ウ 代表者の氏名 園正実
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第9230号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和6年4月12日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年3月28日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 埜中建設
    - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第68地割138番地9
    - ウ 代表者の氏名 埜中二三雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第9824号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和6年3月26日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法

第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和6年4月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大和建工株式会社

イ 主たる営業所の所在地 一関市舞川字大平92番地2

ウ 代表者の氏名 千葉哲也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第70119号

(3) 処分の内容 水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年4月12日付けで水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。